

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-6
処分の種類	ゆう出路増掘による災害防止上必要な措置命令			
根拠法令条例等・条項	温泉法第11条第2項			
処分の概要	工事完了若しくは廃止又は取消してから2年間は、掘削を行ったことにより生ずる可燃性天然ガスによる災害防止上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			